

改正

平成24年6月25日告示第180号

平成26年3月31日告示第60号

長浜市まちなか空き家再生促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まちなかにおける定住を促進するため、まちなかにおいて、居住することを目的として空き家を改修した者に対して、予算の範囲内において長浜市まちなか空き家再生促進助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちなか 第2期長浜市中心市街地活性化基本計画（平成26年3月内閣総理大臣認定）で定める中心市街地エリアのうち、別図に定めるまちなか居住推進重点区域をいう。
- (2) 空き家 個人が居住を目的として建築した一戸建ての専用住宅又は店舗等併用住宅で、現に使用していないものをいう。
- (3) 空き家再生 自らが定住するために空き家を購入又は賃借し、当該空き家を改修することをいう。
- (4) ながはま住宅再生バンク まちなかに存する空き家で、売却又は賃貸しようとするものに関する情報を登録し、これを公開し、又は提供する仕組みをいう。
- (5) 住民登録地 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する本市の住民基本台帳に記載されている住所をいう。
- (6) 市内本店業者 市内に、法人は本店を有し、個人は主たる事業所を有する者をいう。
- (7) 借地権 借地借家法（平成3年法律第90号）に定める借地権又は定期借地権をいう。
- (8) 認定町家 ながはま住宅再生バンクに登録された空き家の中で、町家認定ガイドラインの基準を満たし、町家として登録されたものをいう。
- (9) 子育て世帯 第6条第1項の規定による申請を行う年度の4月1日における満年齢が45歳未満の夫婦又は18歳未満の子どもがいる世帯で、かつ、再生した空き家に同居する世帯をいう。

(助成対象者等)

第3条 助成金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) まちなかにおいて、市内本店業者と工事請負契約を締結し、空き家再生を行った者
 - (2) 当該空き家の所在地が、第10条の規定に基づく完了報告時において、助成対象者の住民登録地であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、助成対象者としな
- (1) 賃貸又は売却を目的として空き家を改修した者
 - (2) 助成金の交付申請時において、納期限が到来している市税及び国民健康保険料（税）の全部又は一部に未納がある者

(助成対象事業及び助成対象経費)

第4条 助成の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) ながはま住宅再生バンクに登録された空き家を再生することであること。
 - (2) 併用住宅の場合は床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供されていること。
 - (3) 外観の改修を行った場合、改修部分が長浜市中心市街地活性化協議会の定める景観ガイドラインの趣旨に沿ったものであること。
 - (4) 市内本店事業者との工事請負契約額のうち助成対象経費が100万円を超えるものであること。
- 2 助成対象経費は、居住部分及び外部の改修に要する経費とし、消費税等を含まないものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の10パーセントに相当する額（1,000円未満切捨て）とし、30

万円を限度に毎年度予算の範囲内で交付する。

2 第3条の規定に該当する者が、次の各号に掲げる要件に該当する場合にあっては、当該各号の定めにより、各号ごとに助成金の額を加算するものとする。

(1) 空き家の再生のために平成26年4月1日以降に建物及び敷地の所有権又は建物の所有権及び敷地の借地権を新たに取得する場合にあっては、前項の規定により算出する助成金の額に、助成対象経費の7パーセントに相当する額（1,000円未満切捨て）を加えるものとし、その額は、100万円を限度とする。

(2) 認定町家を再生する場合にあっては、前項の規定により算出する助成金の額に、助成対象経費の3.5パーセントに相当する額（1,000円未満切捨て）を加えるものとし、その額は、50万円を限度とする。

(3) 子育て世帯である場合にあっては、前項の規定により算出する助成金の額に、助成対象経費の3.5パーセントに相当する額（1,000円未満切捨て）を加えるものとし、その額は、50万円を限度とする。

(助成金の交付申請等)

第6条 第3条の規定に該当する者で、かつ、第4条第1項の規定に該当する事業を行う者（以下「空き家再生事業者」という。）が、助成金の交付を受けようとするときは、事業の着手前に長浜市まちなか空き家再生促進助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し

(2) 所有権以外の権原を有する者については、所有者の同意書

(3) 工事請負契約書の写し

(4) 工事費の明細を証する書類 助成対象経費の区分がわかるもの

(5) 付近見取図 方位、道路及び目標となる建物等がわかるもの

(6) 設計図面 改修内容について明確にしたもの

(7) 現況写真

(8) 住民票の謄本 続柄の記載があるもの

(9) 第5条第2項第1号の規定に該当し、建物及び敷地の所有権を有する場合は、建物及び土地の登記事項証明書

(10) 第5条第2項第1号の規定に該当し、建物の所有権及び敷地の借地権を有する場合は、建物の登記事項証明書及び借地権又は定期借地権を有することを証する書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金交付の可否を決定し、その結果を長浜市まちなか空き家再生促進助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第7条 空き家再生事業者は、助成金の交付決定後において、事業の内容を変更しようとするときは、長浜市まちなか空き家再生促進助成金交付変更申請書（様式第3号）により、市長に申請しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(事業の中止)

第8条 空き家再生事業者は、助成金の交付決定後において、事業を中止しようとするときは、長浜市まちなか空き家再生促進事業中止届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第9条 市長は、空き家再生事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 助成金の交付決定した事業内容と異なる事業を行ったとき。

(3) 前条の規定による事業中止の届出があったとき。

(完了報告書の提出等)

第10条 空き家再生事業者は、事業が完了したときは、直ちに長浜市まちなか空き家再生促進事業完了報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事費の請求又は支払を証する書類
 - (2) 完成写真
 - (3) 第6条第1項の規定に基づく助成金の交付申請時において、当該空き家の所在地が、助成対象者の住民登録地と異なる場合は、住民票の謄本
- 2 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、当該報告に係る事業の成果が適当であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その結果を長浜市まちなか空き家再生促進助成金確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求手続）

第11条 助成金の確定通知を受けた者は、速やかに長浜市まちなか空き家再生促進助成金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の返還）

第12条 市長は、助成金の交付を受けた者が助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又は虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けた場合は、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年10月24日から施行する。
（告示の失効）
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限りその効力を失う。

附 則（平成24年6月25日告示第180号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第60号）

この要綱は、平成26年3月31日から施行し、平成26年度の助成金から適用する。

別図（第2条関係）

- 様式第1号（第6条関係）
- 様式第2号（第6条関係）
- 様式第3号（第7条関係）
- 様式第4号（第8条関係）
- 様式第5号（第10条関係）
- 様式第6号（第10条関係）
- 様式第7号（第11条関係）